

# 仕 様 書

## 1. 件名

AI チップ設計拠点の設計環境システム用サーバ等の保守

## 2. 保守の概要

産業技術総合研究所デバイス技術研究部門（以下産総研）では、AI チップ等の設計開発に必要不可欠な半導体チップ設計検証システムを導入し、これを広く活用できる環境を構築したAI チップ設計拠点（以下、本拠点）を共用施設として運営している（産総研・東大AI チップデザインOILが運用を実施）。本件作業は、2018年度に導入した「ロジック集積回路設計検証システム」（以下、本システム）の構成装置であるサーバ等について、これまでと同様の保守契約を継続することを目的とする\*。

\* 「ロジック集積回路設計検証システム」：資産番号 18AB0931

## 3. 保守対象物

下記のハードウェア部及びコンポーネント付属ソフトウェアを対象とする。

品目	型番	数量
(1) com01 [18AB0931-1]	Dell PowerEdge R940 (67FXCT2)	1
(2) emu01 [18AB0931-1]	Dell PowerEdge R940 (67GQCT2)	1
(3) esx01 [18AB0931-1]	Dell PowerEdge R640 (67FWCT2)	1
(4) スイッチ sw01	S4048T (6TVRNK2)	1

## 4. 保守内容

### (1) 保守契約の期間等

保守対象(1)～(4)の保守期間は保守の開始 2025年7月～2026年3月31日とする。

※詳細は「4.(3) 保守項目及び内容」を参照

### (2) 保守の周期

定期的な保守はない。ソフトウェアのアップデートがあった際、装置のトラブルなどが起きた際に適宜対応すること。

### (3) 保守項目及び内容

保守項目とその内容は以下のとおり。

品目	保守項目
(1) com01	ProSupport 翌営業日対応オンサイト保守サービス (HDD 返却不要サービス含む) 【保守期間：2025/7/30 – 2026/1/29】  ポストスタンダードサポート翌営業日オンサイト診断サービス (HDD 返却不要サービス含む) 【保守期間：2026/1/30 – 2026/3/31】
(2) emu01	ProSupport 翌営業日対応オンサイト保守サービス (HDD 返却不要サービス含む) 【保守期間：2025/7/30 – 2026/1/29】  ポストスタンダードサポート翌営業日オンサイト診断サービス (HDD 返却不要サービス含む) 【保守期間：2026/1/30 – 2026/3/31】
(3) esx01	ProSupport 翌営業日対応オンサイト保守サービス (HDD 返却不要サービス含む) 【保守期間：2025/7/17 – 2026/1/16】  ポストスタンダードサポート翌営業日オンサイト診断サービス (HDD 返却不要サービス含む) 【保守期間：2026/1/17 – 2026/3/31】
(4) sw01	1年間延長 ProSupport 翌営業日対応オンサイト保守サービス 【保守期間：2025/7/30 – 2026/1/29】  ポストスタンダードサポート翌営業日オンサイト診断サービス 【保守期間：2026/1/30 – 2026/3/31】

## 5. 故障時の対応

保守対象物に故障もしくは不具合が発生した場合、調達請求者からの連絡により、速やかに応急処置等の助言・指示を行うこと。また、電話対応での解決が困難な場合は、専門技術者等を現場に派遣し修理等作業を実施すること。

その際、部品交換が必要でそれが保守の範囲内である場合は速やかに対処すること。範囲外の場合は、調達請求者に連絡するとともに、調達担当者に申し出て協議を行うこと。

下記の場合を除き、必要な部品などは無償で準備し修理すること。

- ① サポート対象製品の材質や製造上の欠陥または通常の使用方法に起因しない損傷
- ② サポート対象製品の外観上の損傷または欠陥 (擦過痕やへこみなど)
- ③ 受注した保守担当業者以外が修理作業などを行ったサポート対象製品
- ④ サポート対象製品の設置が不正または不適切の場合

- ⑤ 外部に起因する火災、故意の行為、誤使用、乱用、サポート対象製品に付属の説明書に対する不順守、または不適切な環境での使用によって損傷したサポート対象製品

## 6. 納入物品

作業報告書：修理作業が発生した際は、作業日や作業内容を記録した作業報告書を作成し、作業完了後に調達請求者に提出すること。なお、交換部品については、保証期間を明記すること。

(部数：紙媒体 1 部)

完了報告書：保守期間終了時に、契約期間中の保守作業を取りまとめて報告すること。

(部数：紙媒体 1 部)

## 7. 納入の完了

作業完了の後、「6. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書内容を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

## 8. 保守期間・納入期限・納入場所

保守期間：2025 年 7 月～2026 年 3 月 31 日

※詳細は「4. (3) 保守項目及び内容」を参照

納入期限：2026 年 3 月 31 日

納入場所：東京都文京区弥生2-11-16

東京大学武田先端知ビル 203 号室

産業技術総合研究所つくばセンター東京大学浅野連携研究

サイト AI チップデザイン OIL

## 9. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者との協議のうえ決定する。
- (3) 請負者の責において及ぼした損害は、請負者が賠償すること。
- (4) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

## サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

### 1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

### 2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

### 3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

### 4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

## 5. 受注者の業務責任者

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

## 6. 再委託

### 6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

### 6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

## 7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。